

# 令和6年度事業計画

## I. 昨年度の活動について

当法人にとって、昨年度は実質的に設立2年目の年度だった。

昨年度は、発足1年目の成果を踏まえ、活動を軌道に乗せるという意味でも、運営基盤の強化という意味でも、極めて重要な意味を持つ年度となると位置付けたうえで、前年度の成果を正しく継承し、課題に着実に応えて、法人の継続的な運営と発展を実現していくため、着実に積極的な事業展開を図ることとし、①法人の経営的基盤の確立、②法人事業の基礎作りと方向付け、③法人の社会的認知度の向上と地域における多様な連携先の開拓の3点を活動の中心として掲げ事業を実施してきた。

令和4年度と比し、申請していた独立行政法人福祉医療機構の社会福祉振興事業助成(WAM 助成)の採択が得られず、運営資金的に非常に厳しい出発となった。法人理事や会員などの事務従事者の労力奉仕や寄付、共感助成基金を経由した寄付などによって、活動継続は可能となったが、財務的には厳しい環境が続く一年だった。

年度途中から、福祉サービス第三者評価事業の開始に向けた準備に着手した。この点については、令和5年度後期事業計画で事業の5番目の柱と位置付けて実施したものである。もともと法人定款では本来事業の一つとして位置づけていること、評価機関となるために必要な評価員の養成研修は年一回で、事業の本格稼働のためには、一定の準備。助走期間も必要となるため、可及的速やかな着手が必要と判断したため、昨年度から予定を変更しての取り組みとなった。

福祉サービス第三者評価事業の準備にマンパワーを割く必要が生じたため、他の計画事業については、新たな展開は若干少ない結果となった。

しかし、法人後見の普及に関する調査研究が区の提案委託事業に採択されたこと、法人として野方地域の「ウィズサロン」の設立に関与し、サロンの運営にも参画するようになっていることなど、今年度に続く成果も見られている。

以下。事業計画の5つの柱ごとに簡単に振り返っていく。

### 柱ごとの総括

#### (1) 成年後見等

##### ① 法人後見の受任

区長申し立て案件の受任を一つの目標としたところだが、中野区における、区の方針や区内の状況が、民間法人の後見受任について慎重な立場が多く、なかなか法人の努力だけでは成果が上げられなかった。現時点では法人の努力だけでは、受任す

る環境とはなしえないと判断している。こうした状況について、今年度受任した区の調査の結果なども見ながら、法人後見の普及や推進に向けた活動を強化していく必要がある。

#### ②申し立て支援業務

昨年度は、周知や普及の取り組みがやや手薄になったこと、区内における成年後見自体の動きが必ずしも活性化していないことなどから、業務は低調に推移した。

#### ③任意後見契約の実現

見守りやサポートの業務の見直しもあり、契約獲得に向けた活動には積極的に取り組むことはできなかった。

#### ④多様な地域の主体との連携の強化

野方のウィズサロンの運営参加や MIKA 博への出展など、成果が見られた。西武信用金庫との包括連携協定を結び、同信金のイベントに参加し、法人活動に関心を示す人もでてきた。北区の住宅・不動産関連の専門支援法人「みんな元気に」との交流を深め、同法人のイベントに参加したり、交流会を実施した。

#### ⑤普及啓発

各種講習会、出張講座等、活動的に手薄になったが、西武信金との連携の中では信金のイベント会場で相談会を実施した。

#### ⑥人材養成

今年度は、福祉サービス第三者評価事業のため、内部の評価者養成を進めた。また、東京都社会福祉協議会主催の法人後見研修の基礎編、応用編を活動メンバー全員が受講した。

#### ⑦成年後見・権利擁護支援に関する研究活動

法人後見の普及に関して区の委託研究を受任することができた。

### (2)暮らしサポート事業

#### ①相談事業

法人の活動への導入として、“待ち”の相談ではなく、積極的に相談者と出会っていき、“動く”相談活動を進めて行くとして、西武信金のイベントに2回参加して、相談会や勧誘活動を行うなどの取り組みを行ったが、全体として活発な活動とは言えない状況だった。

#### ②暮らし見守りサービス

有償の見守りということに対する理解の壁を感じる一年だった。何らかの見直しの必要性を感じている。

③暮らしサポートサービス・④財産管理等委任代理サービス(任意後見契約・死後委任契約と併用)⑤お見送りサービス=死後事務委任契約・公正証書遺言作成支援  
弁護士法第 72 条の規定に関連して、主として③の暮らしサポートサービスについて法人内で解釈の整理を行い、関連する④⑤のサービスも含め、見直しを行っている

るところである。

### (3) 広報活動・利用拡大

#### ① 法人公式ホームページの運営

福祉サービス第三者評価事業の開始に伴って、ホームページの改修を行った。また、同事業の PR、顧客獲得活動について、着手、今後の活動方針についても検討を始めた。

#### ② メールマガジン・ニュースレターの発行

一定周期で発行をしてきた。

#### ③ 事業用パンフレットの作成・配布

新規のパンフレット類を数種類発行したが、今後も事業の進展に合わせて適宜広報媒体を作成していく必要がある

#### ④ 出前講座・出張相談等を通じた各種コミュニケーション

拡大が急務という認識だったが、大幅な拡大はできていない。

### (4) 福祉サービス第三者評価

今年度途中からの事業開始で、かなりの労力・時間をついたした。しかし、初年度となった昨年度で核となく評価者の養成や評価機関としての認証登録、諸規定の整備、研修体制の確立、ホームページはじめ、広報物の作成といった、立ち上げ業務は、ほぼ完了することができた。

### (5) 法人の運営管理

方針に従い、着実に業務をすすめてきた。

### 3. 会員募集、寄付募集

方針に従い、着実に活動してきたが、WAM 助成の採択を逃した。一方、中野区の委託研究事業に採択された。引き続き会員増強、寄付の募集等積極的に進める必要がある。

## II. 令和6年度の活動方針

法人設立実質 3 年目を迎え、今年度は福祉サービス第三者評価を加え、定款で予定している事業項目の全体を稼働させる年度となる。昨年度までで、一定の成果を達成し、法人として活動面で一定の基盤はできている。しかし、伸び悩んでいる活動分野も少なくない。長期的にこのままの取り組み方で、展望が開けるのかという疑問も出ている分野も出てきている。先例の少ない分野でチャレンジングに活動している法人であるので、短期間で事業の見直しや再構築も恐れずに取り組んでいく必要がある。

差しあたって今年度は、現行の事業について、今後力を入れる分野とその方向性を確認すべく、重点化するもの、方向転換を模索するもの、目標到達時期を繰り延べるものなど、各事業の取り組み方にメリハリをつけて事業を進めて行くこととする。

## 1. 事業計画の柱

事業は、＜成年後見等＞＜暮らしサポート事業＞＜広報活動・利用拡大＞＜福祉サービス第三者評価＞＜法人の運営管理＞の5つを柱として進めて行く。この柱は昨年度の後期のものを継承している。

◇柱ごとの取り組み

### (1) 成年後見等

#### ① 法人後見の受任

区内における成年後見の状況全体を改めて、調査し、現状認識を現実的なものに整理する。その上で、当法人が法人後見を受任できる状況とは何か、それを実現する方策は何か。地域社会や他の法人、行政への働きかけを含め、法人にできることを見極め、活動の方向を整理していく

#### ② 申し立て支援業務

他の相談や見守り等の中で、申し立て支援につながるものがあれば支援業務の対象としていく。申し立て支援した案件については当法人は受任せず、必要な紹介や情報提供を着実に実施していく。

#### ③ 任意後見契約の実現

任意後見は見守りやサポートなどの支援業務と後見活動をつなぎ、本人の意思をより生かした支援を行う上で有効な手段である。見守りやサポートの見直しの結果を踏まえ、任意後見契約の実現を積極的に進めて行く。

#### ④ 多様な地域の主体との連携の強化

上記①から③を進める上で、多様な地域の主体との連携の強化が重要である。昨年に引き続き、あらゆる機会を通じて、多くの団体や個人の活動との連携を推進する。

#### ⑤ 普及啓発

昨年度に引き続き、i 地域で活動する団体や個人を対象とする各種講習会の実施、ii. 地域自治組織や自治的な市民団体と連携しての出張講座等の実施、iii. 地域施設や集会施設を会場とする出前相談会の実施などを行う。特に地域包括支援センターやケアマネージャー、各種サービス事業者などに向けて、当法人の専門性を生かした成年後見・権利擁護支援の講座を企画し積極的に売り込む。

#### ⑥ 人材養成

成年後見。権利擁護支援などの法人主催市民講座の開催を進める。

#### ⑦ 成年後見・権利擁護支援に関する研究活動

区の委託研究をはじめとして、法人の蓄積している専門的知見を積極的に活用し

て、研究・発表活動に注力する。

## (2)暮らしサポート事業

以下の事業を実施する。また、これら事業について、地域包括支援センターや介護保険のケアマネ事業所、障がい者の相談支援事業所などを訪問し、事業説明や利用者紹介などを依頼する活動を行う。

### ①相談事業

出張相談、出前相談を含め、法人の活動への導入として、“待ち”の相談ではなく、積極的に相談者と出会っていく、“動く”相談活動を進めて行く。

### ②暮らし見守りサービス

### ③暮らしサポートサービス

### ④財産管理等委任代理サービス(任意後見契約・死後委任契約と併用)

### ⑤お見送りサービス(死後事務委任契約)

上記4点について、③の暮らしサポートを社会福祉事業法上の福祉サービス利用援助事業に位置付けることで、他の②、③、④をサービス内容やサービスレベルにおいて、それと整合するものに見直していく。

また、これらのサービスについて、すべて自前にこだわることなく、他の事業者・機関との連携・分担を積極的に活用することで、法人の対応範囲を広げるとともに、他の事業者との関係を強化する。

## (3)広報活動・利用拡大

①法人公式ホームページの運営 ホームページの閲覧履歴の分析やホームページをつかった双方向の情報交流などを進めて、閲覧者数の増加を図ると同時に、情報の更新周期を速めて、タイムリーな情報提供を行う。

②メールマガジン・ニュースレターの発行 法人の事業充実に合わせて、発行回数や発信情報の充実に努め、関連団体や関心のある個人とのつながりを強めるツールとして発展させる。

③事業用パンフレットの作成・配布 事業の内容充実や対応事例の増加に合わせ、パンフレット類についても、改定や改版を柔軟に進める。

④出前講座・出張相談等を通じた各種コミュニケーション 急務となっている出前講座・出張相談等の実施回数の拡大に努める。

### ⑤その他

あらゆる機会を捉え、法人の周知と利用拡大を進める。

## (4)福祉サービス第三者評価

①評価の受託に向けて、受託獲得活動を組織的・積極的に進める。

②評価対象事業の拡大に向けて、専門性の高い評価者の獲得、養成に努める。

③諸規定の整備。

④第三者評価ホームページの充実、パンフレット及び案内文書の活用。

## (5) 法人の運営管理

事業の充実を図る一方で、活動の費用対効果を十分に精査し、効率的で適正、公正な運営を行う。

- ① 諸法規や定款に基づく各種の規定・要領類の整備
- ② 採用・研修・服务等の人事管理
- ③ 公正な経理と正確な会計帳簿の作成
- ④ 各種の活動における事務処理のシステムの確立と効率化
- ⑤ 他の団体・法人・企業・教育研究機関など、各種団体等との連携・協力を強化するための渉外活動
- ⑥ その他、必要な事務

## 2. 会員募集、寄付募集

一人でも多くの対象者に必要なサービスを提供していくため、当法人の事業は、対価が低額もしくは無料のものとなっている。従って、法人が持続可能な運営を維持するためには、サービスの利用料以外の収入の確保が欠かせない。そのような財源確保策について、継続的に強化に努める。

### (1) 会費

会員の確保と寄付の増加に計画的に取り組んでいく。

### (2) 寄付

寄付については、有りとあらゆる機会を通じて、法人の事業と趣旨の普及と寄付依頼に努める。寄付募集にあたっては、共感助成の活用を効果的に進めるよう努める。

### (3) 公的助成

公的助成について、活用可能な助成を積極的に利用するよう努力する。

### (4) 公的事業への採択

当法人の事業の多くは、公費による公的なサービスとして市民に提供されるべき性質を有しており、公共機関等への施策とすることで、支援が必要な方の権利を守ることが出来るようになる。法人として、政策提案に努め、その実現を推進していく。

### (5) 企業等との連携・協力に基づく資金提供の依頼

企業や団体等において、本来の業務を推進していく上で、成年後見や権利擁護事業の活用が必要、または業務に役立つ事例も多数あると考える。そうした、事業活動を行っている企業・団体と連携した活動を積極的に提案・実施し、経費面での負担による協力も受け入れられるよう努力する。共感助成については企業の社会貢献でも、寄付税制を有効に活用できるので、そのことも十分に生かしていく。

以上